

旭川市文化芸術事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的で創造的な文化芸術活動の振興と発展を促進し、市民が多様な分野の文化芸術に親しみ活動する機会の醸成を図り、心豊かな市民文化の向上と文化のかおり高いまちづくりに寄与するため、本市の文化芸術に関わる団体が実施する各種文化芸術事業（発表・展示・大会・鑑賞等）に必要な経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものである。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術関係団体とする。

- (1) 市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1に該当する団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2又は3に該当する連合的な組織である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、かつ代表者及び役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。
- (5) 団体結成後、3年以上の活動実績又はそれと同等の実績を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする団体
- (3) 文化芸術活動以外を主たる活動内容とする団体
- (4) 学校、企業内の文化芸術活動団体
- (5) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術事業（発表・展示・大会・鑑賞等）とする。

- (1) 本市において開催すること。
- (2) 文化芸術関係団体が自ら企画し、主催すること。
- (3) 事業主催者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝の意図を有する事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (4) 特定の団体・会員等の限られた範囲を対象とする事業
- (5) 第三者への寄附又は財政的支援を行う事業
- (6) いわゆる教授所、教室等が行うおさらい会、発表会その他これに類する事業
- (7) 学校における部活動又は企業及び事業所内の団体が行う部活動、サークル活動その他これに類する事業
- (8) この要綱に基づく補助金以外に市又は教育委員会から補助金の交付若しくは会場使用料の減免を受ける事業

(9) その他市長が適当でないとする事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費で、別表2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、本市の予算の範囲内で、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の実施日前に市長に提出しなければならない。

(1) 団体の概要（様式第2号）

(2) 定款・寄附行為又はこれに類する規約

(3) 団体の役員名簿

(4) 申請者が別表1の補助対象者の区分の2又は3に該当する連合的な組織である場合は、構成団体名簿

(5) 事業計画書（様式第3号）

(6) 収支予算書（様式第4号）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、1団体（名称が異なる団体であっても、実質的に同一と認められる場合は、同一団体とみなす。）当たり1件を限度とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに書面（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の後において、交付申請の取下げをするときは、書面（様式第6号）により行うものとする。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、その効力を失う。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付を受けて事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止するときは、あらかじめ補助事業内容変更等承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

(1) 変更後の収支予算書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する変更若しくは廃止の承認又は不承認を決定したときは、書面（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに補助事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、提出は当該補助事業の属する年度の3月31日を超えてはならない。

- (1) 事業実施書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助金精算書（様式第12号）
- (4) 整理表（別紙）及び支出証拠書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書の審査、調査等を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を書面（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定するに当たり、補助事業の収支決算において、補助金を含む収入の合計額が支出の合計額を超えており、その差額（以下「剰余金の額」という。）が補助金交付決定額以上であるときは、補助金を交付せず、又は剰余金の額が補助金交付決定額未満であるときは、補助金額から当該剰余金の額に相当する額を減ずるものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条に規定する報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付を決定した後において、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定後においても適用できるものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 補助金は、第13条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。
- 2 市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、概算払をすることを決定したときは、概算払の金額及び概算払の時期を書面(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。
- 5 市長は、概算払をしないことを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 2 市長は、第9条の規定による申請の取下げ又は第15条の規定による交付決定の取消し等があった場合において、補助事業の取下げ又は取消し等に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

- 第18条 市長は、第11条第2項若しくは第14条の規定による指示をするとき、又は第15条の規定による取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(その他)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月13日から施行し、交付申請日が平成26年4月1日以後の日である事業について適用する。
- 2 旭川市文化芸術活動推進補助金交付要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象者及び補助金額等（第 2 条，第 5 条関係）

補助対象者の区分		補助上限額	補助率	採択区分
1	文化芸術関係団体	50,000 円	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1
2	5 団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織	100,000 円		
3	40 団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織 (ただし，構成団体の文化芸術活動の分野が多岐に渡る事)	300,000 円		2

備考

- 1 補助申請時における補助対象経費が，100,000 円未満の事業については，補助の対象外とする。

別表2 補助対象経費（第4条関係）

費目	主な内容
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場・控室使用料 ・会場付帯設備使用料 等
舞台・設営費	<ul style="list-style-type: none"> ・大道具・小道具等スタッフ費 ・衣装費 ・会場設営・撤去費 ・舞台・展示工作費 ・楽器・作品・展示物品借料 ・作品保険料 等
運搬・輸送費	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器・作品・道具等の運搬・輸送費 ・作品等梱包費 等
音楽・文芸費	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器調律料 ・楽譜製作料，編曲料 ・著作権使用料 等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト出演者等の交通費・宿泊費・日当 ・作品の借用・返却に係る交通費・宿泊費・日当 等
報償・出演費	<ul style="list-style-type: none"> ・審査員・会場整理員・監視員・運営スタッフ等謝礼金 ・指揮料，ソリスト料，伴奏料 ・ゲスト等出演料 ・舞台監督料，振付料 ・筆耕等謝礼金 ・表彰物品代 等
広告・宣伝・製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌等への広告掲載料 ・街頭放送料 ・看板・ポスター・チラシ・チケット等製作費 ・ポスター・チラシ等送付料 ・チケット販売手数料 ・プログラム・図録・資料等（無料配布する場合に限る）の製作費・材料費 等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台・展示工作物等の材料費 ・作品等の材料費 等

【補助対象外経費】

事務局経費，食料費，会議費，事前練習費（公演当日及び前日の本番リハーサル，ゲネプロを除く。），記録費，消耗品費，備品購入費，駐車代，ガソリン代，雑費